

平成18年5月29日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

(財)日本健康・栄養食品協会
大豆イソフラボン加工食品作業部会

大豆イソフラボンを含む食品の取扱いについての審議にあたってのお願い

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

内閣府食品安全委員会から答申されました「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価」に関連して、大豆イソフラボンを含む食品の取扱いについて審議されることについて、当作業部会の意見を下記のようにまとめました。

是非ともご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

そもそも「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」は、特定保健用食品として、摂取する場合の安全性について評価されたものであり、その他の食品について検討されたものではないことが明言されています。

上記の検討の中において、「特定保健用食品としての大豆イソフラボンの安全な一日上乗せ摂取量の上限値」、および、それを設定する目的で、「大豆イソフラボンの安全な一日摂取目安量の上限値」が便宜上用いられたことは、国が許可する特定保健用食品の安全性の担保上必要であったことは理解できます。

が、特定保健用食品以外の食品についてまで制限の範囲を広げることにについては必ずしも妥当ではないと考えます。

いわゆる伝統的大豆食品（納豆，豆腐，味噌，醤油）は，個人の食生活によって摂取量に大きな差があり，日常的な摂取量が極めて少ない人が相当数存在することは明白です。さらに，大豆イソフラボン摂取後の体外排泄は早いため，毎日コンスタントに摂取することが望ましいと考えられます。

健康補助食品の目的は，サプリメント（食生活におけるの栄養機能成分の補充）であり，大豆食品が不足気味の方にうまく利用していただくのが本来の姿です。そこで，財団法人日本健康・栄養食品協会大豆イソフラボン加工食品作業部会として健康補助食品について，安全性も勘案し，以下の考え方を提案します。

1. 一日当たり摂取目安量をイソフラボンアグリコンとして **75 mg** を超えない範囲で設定する。
2. 一日当たり摂取目安量がイソフラボンアグリコンとして **30 mg** を超える製品については，大豆食品が不足気味の方，不足した時の摂取が望ましいことを明示する。
3. 「明らかな食品」形態以外の健康補助食品については，胎児，乳幼児，小児，妊婦に対する注意喚起表示を行う。

以上